

政策が正当であるための条件

神原 勝

昨年一二月号の本欄で、私は、冬季オリ・パラ札幌招致の是非にかんして市民の意思を問う市民投票の実施を求めた市民の請願を、わずかな審議時間で即日不採択にした市議会をふくめて、札幌市における市民自治がいかに機能不全な状態にあるか嘆きの一文を綴った。以降、問題が推移するなかで、新聞記者からしばしば意見を求められた。その際、具体的記事になるケースは少なかったが、どの記者にたいしても次のように述べた。

人生のなかで大きな選択を迫られる問題に遭遇したときをふり返ってみて、「科学的」にあるいは結果としての「正しさ」を確信して決めたことなど、自分にかぎっていえば記憶にない。進学、恋愛、結婚、就職などを想起しても、偶然的な要素が強く、また決定について希望的な予測は抱きつつも、「確かな」まして「正しい」判断などは不可能であった。

かつて医学者の加藤周一は、そのような趣旨からと思われるが、直面する「恋愛や戦争は科学的研究の対象にならない」と述べた。科学者が「科学的判断」で結婚しようとするれば、分析データの不足で永遠の結婚停止¹状態に陥ると(加藤『戦争と知識人』青木書店)。

誤解を与えてはいけないので、それ以上の加藤の言説はここでは述べないことにする。

政治学者の松下圭も政策自体あるいは政策づくりも恋愛やスポーツと同じで「科学的」

たりえない、といっている。政策をあつて実証分析する科学としての政策「研究」はなりたつが、政策を科学によつては「決定」できないということである(松下『政策型思考と政治』東京大学出版会)。

このように政策を考えれば、そもそも政策は、複数存在する個人・集団・党派などの価値判断にもとづく主観的な好き・嫌いの問題だから、客観的な正しい政策はありえないということになる。要するに、政策の内容は決定の次点で「正しい」かどうかは誰にもわからないのである。

政策とはそういうものだから、決定の権限をもつ議員や市長の「結果責任」が重く問われることになる。けれども政策が失敗して決定者の責任を問うたとしても、損失は振り出しには戻せない。そこで政策を遂行するためには、結果責任にもまして、政策課題の発見から企画・決定・実行・評価を経て次なる課題の発見にいたるまで、いわば政策循環に即した合意形成手続の確立と実行が「過程責任」として重要な意味をもつことになる。

逆にいえば、政策決定は合意形成を必要とするから科学たりえないし、また合意形成手続の共有とその真摯な実行こそが政策決定に正当性の根拠を与えるといわなければならない。議会はこの合意手続の最たるものだが、市民自治を重んじる自治体ならば、市民参加

と情報公開を基調とする合意形成手続の制度化が不可欠になる。ちなみに、政策決定は科学化できないがその判断に資するための情報の作成・公開は科学化することができる。

そうした合意手続をおこなって、一定の「予測」のもとに決定をおこなない、執行過程で遭遇する事態をうまく「調整」し、場合によっては政策の中止をふくめて予測あるいは目標をも「修正」しながらすすめるほかにない。あらためていえば、札幌市自治基本条例は、こうした合意形成手続とそのためのもつての不可欠な要件を、市民投票をふくめて定めている。

冒頭に記した請願からほぼ一年をへた現在、二〇三〇年冬季オリ・パラの札幌誘致という政策は完全に失敗し、二〇三四・三八年についても札幌招致の可能性は潰れた。なぜ将来の可能性さえも閉ざされるこのような結果を招いたのか。これをめぐってはさまざまな報道や言説があるが、私は誰も言及しない「札幌の市民自治の未熟さ」をとくに強調したい。

市民投票を求めた市民の請願は実現することとはなかったが、その後の直接請求運動をふくめて、市政運営において自治基本条例の重要性をあらためて知らしめたのは市民であった。鉄は熱いうちに打て。市長や市議会が札幌における市民自治の進化を少しでも願うなら常設型住民投票条例の制定は市政の喫緊の課題とすべきだろう。

そして、制定以来、実質的に放置状態にある自治基本条例の課題は、市民参加条例の制定をはじめとしてほかにも多数ある。もはや紙幅がない。これについて二〇二〇年一二月号の本欄(自治基本条例へのある視角)を参考にして読者のみなさんも考えてほしい。

へかんばら まさる・北海道大学名誉教授/当研究所顧問